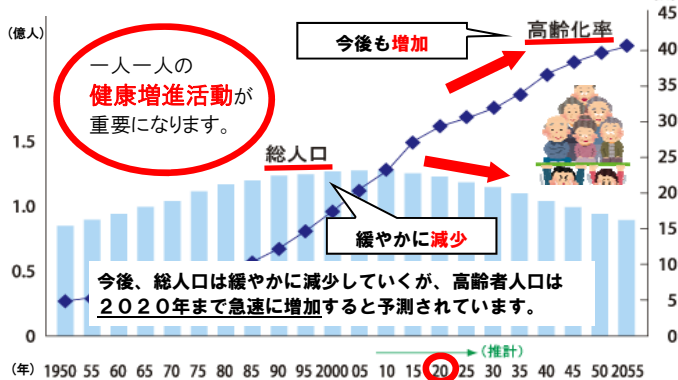




## 意外と知らない!? 介護保険

今、制度を利用していない人も40歳以上の人は、皆さん加入している制度です。他人事ではないですよ!

### ○高齢化率の推移・現状

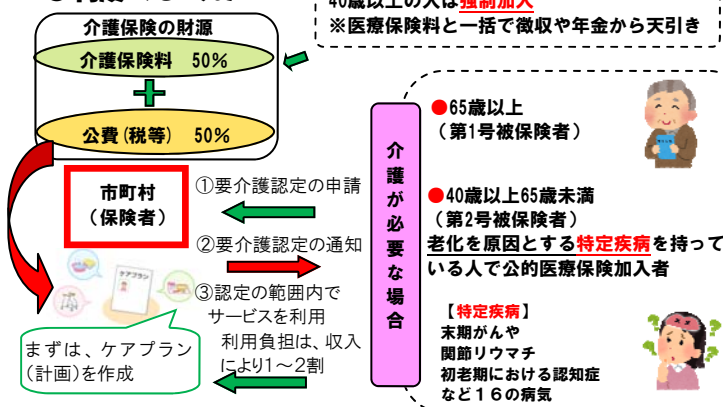


### ○要介護度区分

状態	説明	支給基準額
要介護5	常に重度の介護を必要とする状態	約36万円
要介護4	常に重度の介護を必要とするが、動作は介護をすることでごく部分的に行える状態	約30.8万円
要介護3	生活には常に介護を必要とし、動作は一人では行えないことが多い状態	約26.9万円
要介護2	生活の全般において、部分的に介護を必要とし、動作は一部介護を必要とする状態	約19.6万円
要介護1	生活の一部において、部分的に介護を必要とする状態	約16.6万円
要支援1~2	要介護とは認められないが、社会的支援が必要な状態	約5万円・約10.4万円 (要支援1) (要支援2)

※支給基準額は標準的な額で、市町村で異なる地域加算がある場合があります。  
※要介護度区分で非該当であっても、65歳以上は各市町村の介護予防の対象となります。(各市町村の窓口でご相談を!)

### ○制度のしくみ



### ○ケアプラン(計画)の作成

要介護1~5の場合

居宅介護支援事業所や介護保険施設などの介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族と相談しながら、本人の心身の状態に配慮し、サービスの種類、利用回数を盛り込んだケアプラン(計画)を作成します。

要支援1~2の場合

地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)や保健師等が、本人や家族と相談の上、今後の目標を立て、利用するサービスを盛り込んだ介護予防ケアプラン(計画)を作成します。

※ケアプラン(計画)を作成する費用は無料です。  
※介護保険制度は、定期的に改正される制度です。

### ○利用できる主な介護保険

※要介護・要支援において違いがありますが、今回はおおまかにご理解ください。

#### 家庭で受けるサービス

##### 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパー等が自宅を訪問し、身体介護や日常生活の手伝いを行う。



##### 訪問看護

主治医の指示のもと、看護師が訪問し処置等を行う。

##### 訪問リハビリテーション

理学療法士等が自宅を訪問して、必要な運動等を行う。

##### 訪問入浴

簡易浴槽を持って訪問して、入浴の介護を行う。

##### 居宅管理指導

医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理・指導等を行う。

#### 施設に通いで受けるサービス

##### 通所介護(デイサービス)・通所リハビリ(デイケア)

施設に日帰り通い、入浴、食事の提供やリハビリテーションなどを行う。



##### 施設に短期入所して受けるサービス

##### 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

短期入所施設に入所し、入浴や食事の介護や機能訓練などを行う。

##### 介護保険施設サービス

##### 特別養護老人ホーム

原則、要介護3以上の方で、自宅での介護が困難な要介護者が入所する施設。

##### 介護老人保健施設

病気やけがの病状が安定し、リハビリを必要とする要介護者が入所する3ヵ月を目安に在宅復帰を目指す。

#### 地域密着型サービス

##### 小規模多機能居宅介護

自宅から通うことを中心に、必要に応じて訪問介護や短期間の宿泊など行える。

##### 看護小規模多機能居宅介護

小規模多機能居宅介護と訪問看護の機能をあわせ持つ。(旧複合型サービス)

##### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が、共同生活を行う住居において家庭的な雰囲気の中で、介護や機能訓練が行える。

##### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回や、24時間繋がる窓口で、必要な時に訪問介護・訪問看護のサービスが行える。

JA鹿児島県厚生連

地域医療推進部

〒890-0061

鹿児島市天保山町22番23号

TEL 099-806-1101

FAX 099-806-1107

E-mail [kou.tis@ks-ja.or.jp](mailto:kou.tis@ks-ja.or.jp)

JA鹿児島県厚生連 新施設



皆様からのご意見やご質問を、お待ちしております。